東日本大震災調査特別委員会資料（２）

平成２８年４月１１日
保健福祉部社会福祉課

応急仮設住宅の供与期間について

１　趣　旨

本市の応急仮設住宅の供与期間は、当初の２年間から１年ごとに延長され、現在は団地ごとに「供与開始から６年間（団地により６年目はH29.5.1～H29.12.22)」となっている。

７年目の供与期間については、現在、宮城県が国と延長の方法について協議中であり、被災自治体ごとに災害公営住宅等の整備状況を勘案して決定される。

本市の場合、平成２８年度末までに災害公営住宅や防災集団移転団地の完成等により、仮設住宅からの転居が概ね可能となることから、県の方針に基づき、これまでの「一律延長」ではなく「特定延長」での協議が進められている。

今後、国が「特定延長」に同意した場合、供与期間の延長が認められることとなるが、７年目も引き続き仮設住宅に入居できるのは、特定延長の要件に該当する方に限られることとなる。

２　特定延長の要件（７年目も引き続き仮設住宅に入居できる方）

（１）　災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から、６年間の供与期間内に仮設住宅を退去できない方

（２）　公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から、６年間の供与期間内に仮設住宅を退去できない方

・　災害公営住宅等の整備の遅れにより、特定延長の供与期間中に住宅再建先へ入居できない場合は、供与期間を再延長する。（特定延長の再延長）

・　みなし仮設住宅等に入居している方も同様となる。

※　再建方法が決まっていない方々に直ちに退去を求めるものではなく、今後の自立再建に向けて、この機会に再建方法について一層の検討をお願いし、市も個別の相談に対応する予定。

３　特定延長対象者の推計（平成２８年１月３１日時点の見込みによる）

（１）　災害公営住宅等公共事業の工期等の関係から対象となる方（２-（１））

（単位：戸）

	災害公営住宅	防災集団移転	土地区画整理	計
応急仮設住宅	146	257	33	436
みなし仮設住宅等	64	107	46	217
計	210	364	79	653

（２）　公共事業以外での自宅再建予定者で、その時期により対象となる方（２-（２））

（単位：戸）

	被災時に居住していた土地	防集・区画整理・被災時居住地以外	計
応急仮設住宅	11	112	123
みなし仮設住宅等	18	59	77
計	29	171	200

(1)・(2) 合　計
559
294
853

（３）　再建方法未定者

今後、再建方法が確定するものの、工期等の関係から対象と想定される方

最大１５１戸

４　特定延長の供与期間

（１）　入居中の仮設住宅の供与開始後６年を経過した日の翌日から１年間、または平成２９年度末のいずれか早い日まで。

例）気仙沼公園住宅（供与開始日：平成２３年５月２日）

平成２９年５月２日から平成３０年３月３１日まで

（２）　みなし仮設住宅等に入居している方も同様の取扱いとなり、期間は次のとおりとなる。

例）・平成２３年３月中に供与開始された場合

供与開始後６年を経過した日の翌日から１年間

・平成２３年４月以降に供与開始された場合

供与開始後６年を経過した日の翌日から平成３０年３月３１日まで

5　特定延長までの手続き

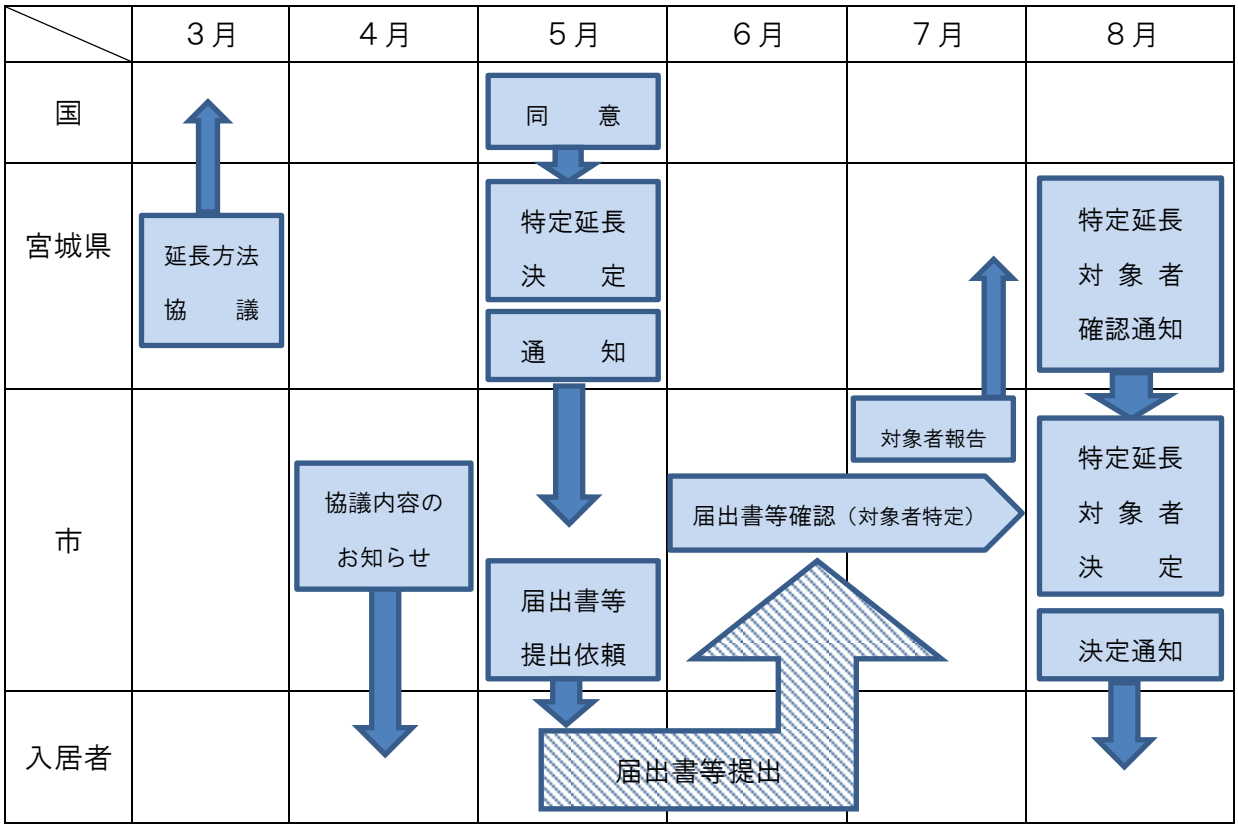

※　特定延長の対象者には「応急仮設住宅供与期間の特定延長に関する届出書」と特定延長の理由が確認（証明）できる資料の提出をお願いする。

6　経過と今後の予定について

３月１４日　宮城県が国に延長協議し、公表
３月２９日　市長記者会見で説明
４月　１日　復興ニュースに協議内容を掲載
４月１１日　東日本大震災調査特別委員会で説明
５月　　国が宮城県の延長協議に同意
５月　　宮城県から市に延長決定の通知
５月（通知着後）　市から入居者へ届出書等の提出依頼
５月～７月上旬　入居者から市へ届出書等提出
５月～７月下旬　届出書等確認・対象者特定
７月２９日　県へ対象者報告
８月　　県が対象者確認・市へ通知
８月（通知着後）　市が対象者へ決定通知
※５月～７月　再建方法未定の方の再建方法決定に向けた支援